

動物園や水族館で飼育されている動物の飼育員が、動物の健康や福祉を確保するために、動物の行動を観察している様子。

前文

動物園と水族館の存続は、我々の仕事が飼育している動物の尊厳、来園者および世界の動物園・水族館で働く人たちへの敬意に基づいているという認識にかかっている。世界動物園水族館保全戦略を受け入れるということは、必然的にWAZAに関与するということである。

各地域には、独自の倫理要綱や動物福祉要綱があることを認識しているが、WAZAは、我々の職業を遂行する規範の礎となる倫理慣習をつくり上げることに努力するつもりである。

- WAZA全会員のためのガイドンスにおける基本原理：
 - 種の保全と生存を達成するために支援することは、この職業につくすべての人の目標でなければならない。個々の動物に関するいかなる行為（例.安楽死または避妊など）も、種の生存というこの高い理想を念頭においてなされるべきだが、個々の動物の福祉がそこなわれてはならない。
 - 野生生物保全、生物多様性、動物福祉への関心を、同僚や社会全体に広めること。
 - 地球上の生物多様性の維持を支援するために、野生生物機関、保全組織、研究施設を含む、保全に関わる広範囲な団体と協力すること。
 - 動物福祉基準の向上と我々が飼育する全動物の福祉を保証するために、政府や適切な組織と協力すること。
 - 研究を促進し、適切な出版物やフォーラムで成果や結果の普及を進めること。
 - 専門的な情報や助言の普及においては、会員を公平にあつかうこと。
 - 動物園・水族館の一般向け啓発プログラムや文化的娯楽活動を促進すること。
 - WAZAが作成した専門的ガイドラインをすべて達成するために邁進すること。

会員はいかなる時も、地域・国家の法律および国際法にしたがって行動し、下記を含むすべての分野での業務遂行に最も高い水準をめざして励むこと。

1. 動物福祉

WAZAの運営する組織内には、文化と慣習の差異があることを認める一方、動物福祉の最も高い基準を全うし、これらの基準を他の施設においても促進することが、全ての会員に義務としてかかっている。職員を可能な限り高い水準に達するよう訓練することは、この目標を確実にする方法のひとつである。

WAZAの会員は、飼育下の全動物が必ず最大限の配慮をもってとりあつかわれ、動物たちの福祉がいかなる時も最優先されるようにしなければならない。いかなる時も、法令で定められた動物福祉規程は、最低限の基準とみなすべきである。適切な動物飼育規範が整っており、妥当な獣医学的治療が可能でなければならない。妥当な生活の質が得られなくなった動物は、苦しませることなく迅速に安楽死させるべきである。

動物園の動物の展示

2. 動物園・水族館の動物の使用

- 「野生」動物を展示に使う場合、これらの展示は：
 - 保全の正しいメッセージが伝えられ、あるいはその他の教育的価値があり、
 - 自然な行動に焦点が当てられ、
 - 動物をいやしめたり軽視したりしていないこと。

もし動物福祉がそこなわれている兆候が見られたら、展示は終わらせるべきである。

展示に使わないとき、「立ち入り禁止」区域には、動物が自然な行動ができる十分な空間があり、行動のエンリッチメントのための適切なアイテムがそろっているべきである。

この要綱は、動物園・水族館にいる「野生」動物に重点をおいているが、ふれあい動物園などにいる家畜（ヒツジ、ヤギ、ウマなど）の福祉もそこなわれるべきではない。

3. 展示基準

すべての展示は、動物が自然な行動をできる大きさと容量をもたなければならない。放飼場には、行動エンリッチメントを可能にする十分な材料があり、動物が自然な行動を発揮することが可能でなければならない。動物には、退避する場所があり、必要な場合は、動物を隔離できる離れた場所（例えば、産室など）があるべきである。動物はいかなるときも、適切な飼育基準にしたがい、彼らの幸福に害をなす状況から守られていなければならない。

4. 動物の入手

すべての会員は、動物の供給源が飼育下で生まれた個体に限られるよう努めなければならない。それは、動物園同士の直接的なやりとりで行うのがベストであろう。動物を入手する前に、適切な種コーディネーターのアドバイスを得るべきである。これは強制的な移動やレスキューの結果、受け取る場合も含まれる。保全繁殖プログラム、教育プログラム、あるいは基礎的生物学研究のために、時々、生息地から動物を入手する正当な必要性があることは認められている。その場合は、会員が野生の個体群には悪影響をおよぼさないと確信できなければならない。

5. 動物の輸送

会員は、動物を受け取る施設が動物を収容するための適切な設備を持ち、WAZAの会員に求められている飼育と福祉の高い基準を維持できる経験を積んだ職員がいることを確かめておかななければならない。輸送される動物には、交渉のはじめに明らかになった、健康、エサ、繁殖、および遺伝学的状態、行動特性に関する詳細が記された適切な記録がともなっていなければならない。これらの記録は、受け入れる側の施設にとって、今後の動物管理における適切な意思決定を可能にする。動物輸送は、特定の種に適用される国際基準および法規にあわせなければならない。必要に応じて、資格をもった職員が動物に付き添うべきである。

動物園の動物の展示

6. 避妊

個体群管理上の理由から必要である場合、避妊が行われる。避妊を行うという最終決定を出す前に、行動への悪影響だけでなく、外科的避妊と化学的避妊の双方で考えられる副作用を検討しなければならない。

7. 安楽死

あらゆる選択肢を調査して、安楽死させることが必要との決定が下された場合、動物に苦痛がなく迅速に死をもたらす方法で行われるよう配慮すること。安楽死は、地元の文化や法規にしたがって行われる場合もあるが、動物を生かしておくことが生活の適切な質をもたらさない状況にある場合に実施されるべきである。可能な場合は、剖検を行い、研究と遺伝子保全のために生体資料を保存しなければならない。

8. 切断

いかなる動物に対しても、外見を飾る目的で、あるいは動物の身体的特徴を変えるために切断することは容認できない。鳥の翼を教育または管理目的で断翼することは、他に可能な拘束方法がない場合に限って行い、動物に個体識別のためにマーキングする場合は、専門家の監督の下に、苦痛を最小限に留める方法で行うこと。

9. 動物園・水族館の動物を用いた研究

すべての動物園・水族館は、所有する動物に関する適切な調査研究やその他の学術活動に積極的に関わり、その結果を同僚と共有するべきである。適切な調査研究分野には、展示設計、観察、福祉、行動、管理実務、栄養、動物飼育管理、獣医学的手法と技術、繁殖補助、生物学的保全と卵子および精子の凍結保存などがある。このような研究を引き受ける各動物園や水族館は、適切な構成の調査研究委員会を設け、研究におけるすべての手順は、適切な構成の倫理委員会の承認を得なければならない。

医学研究における支援を目的に計画された動物に負担をかける手順は、動物園または水族館の動物には行わない。しかしながら、日常の業務手順を行う際に、たまたま組織を採取したり、死体から資料を収集することは、ほとんどの場合、妥当である。

引き受けようとする調査研究の妥当性を判断するときは、個々の動物の幸福および種と生物多様性の保全が最重要であり、最初に思い浮かべるべきである。

10. 野生復帰プログラム

すべての野生復帰プログラムは、国際自然保護連合種保存委員会（IUCN SSC）再導入専門家グループが出している再導入のためのガイドラインに沿って、行わなければならない。

復帰するにあたっての身体的適応性と、復帰後の福祉がある程度守られるかどうかを評価する、徹底的な獣医学検査を受けるまでは、野生復帰プログラムを進めるべきではない。復帰後は、徹底的なモニタリングプログラムを確立し、維持しなければならない。

動物園の動物の展示

11. 飼育下の動物の死

実施しない正当な理由がない限り、飼育下または野生復帰プログラムの期間中に死亡した個体は、剖検を行い、死因を解明しなければならない。

12. 外部の動物福祉問題

この実務要綱は、動物園、水族館、野生生物公園、サンクチュアリなどに収容されている動物のために考案されているが、WAZAは、いかなる動物に対しての虐待や残酷な仕打ちをも、拒絶・糾弾し、また外部の野生動物の福祉問題について、その組織のメンバーに向けた意見をもつべきである。

WAZAは、以下の事を要望する：

- 野生地から動物やその他の自然資源を入手するときは、持続可能で、国の法規と国際法を遵守し、IUCNの政策と一致した方法で行わなければならない。
- 野生動物と動物製品のいかなる国際取引も、CITESおよび関係する国の法規を遵守していなければならない。
- WAZAは以下の事に反対する：**
- 違法かつ持続不可能な方法で、野生から動物やその他の自然資源を入手すること。例えば、野生動物の肉、サンゴ、毛皮や皮革、伝統薬、木材。
- 野生動物と野生動物製品の違法取引。
- 動物を野生から残酷かつ無差別な方法で得ること。
- 動物展示のための、特に水族館において、高い死亡率が予測されるような収集や確保。
- 動物を「あらかじめ準備された狩猟」のために使用すること、あるいは提供すること。すなわち、閉鎖空間で動物を撃つ、あるいは半鎮静化、または拘束された動物を撃つこと。
- 動物を不適切な状況で飼育ないしは輸送すること。例えば、熊胆採取、踊るクマの見世物、移動動物園あるいはサーカスや見世物のために、クマを監禁状態で飼うこと。

WAZAおよびその会員は、基準に達していない動物園・水族館を改善し、適切な基準達成をうながすために全力で努めなければならない。改善のための財政支援や意思がないことが明白な場合、WAZAはそのような動物園・水族館の閉鎖を支持する。

動物園や水族館で飼育されている動物の飼育員が、動物の健康や福祉を確保するために、動物の行動を観察している様子。

この文書は、1999年の倫理要綱および2002年の動物福祉要綱に基づいて作成された。そして、2003年11月19日にコスタリカのサンジョゼで開催された第58回年次総会の非公開運営審議会において採択された。